

令和3年度

第374回沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>ただいまから令和3年度第374回総会を開催いたします。</p> <p>事務局より報告があるということで、事務局お願いいたします。</p>
事務局	<p>農業委員の皆様、こんにちは。第374回総会開催に当たり、出席委員へご報告いたします。</p> <p>沖縄県は新型インフルエンザ等対策特別措置法により、令和4年1月9日から1月31日の間、まん延防止等重点措置の指定区域となりました。このことから、新型コロナウイルス感染症の急拡大の抑制及び拡大を防ぐため、農業委員会組織運営等につきましても令和2年4月8日付、全国農業会議所からの運営方針により、次のとおりといたします。1. コロナウイルスの対策で3密を避けるため、2名の現地調査委員で調査を行いました。2. 総会出席の2分の1以上の委員参加で総会成立となりますので、8名の委員を招集し、6名の委員を待機といたしました。3. 議事運営におきましては、1号議案1件、2号議案4件、3号議案4件、4号議案1件、5号議案3件、6号議案9件、7号議案2件について一括して意見を求めることといたします。また、現地調査報告もお読みください。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は10名中8名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、2番の島袋孝栄委員、9番の又吉彩子委員、よろしく願いいたします。</p> <p>議案書及び見取り図は事前にお配りしておりますので、調査報告については割愛させていただきます。</p>
議長	<p>議案第1号、受付番号13番、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第2号、受付番号8番から11番、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、議案第3号、受付番号18番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、議案第4号、受付番号5番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、議案第5号、受付番号73番から75番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、議案第6号、受付番号21番から29番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）について、議案第7号、受付番号2番から3番、非農地証明交付申請の承認について、以上7議案について、委員の意見を求めます。どうぞ、7番、宮城委員。</p>
7番	<p>現地調査を会長と私、宮城で行っておりますが、特に大きな問題はないということで、今回2件の非農地証明があったわけですが、この現地を確認したところは袋地ということで、この作業に入るような方法がないということもあり</p>

	<p>ますし、2件は傾斜地であったということで、その非農地証明についても特段問題はないかなというふうに感じております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。どうぞ、2番、島袋孝栄委員。</p>
2番	<p>1号議案の13番なんですけれども、●●●●さんは建設業ということで、何歳ですか。</p>
事務局	<p>●●●●さんは69歳です。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
2番	<p>はい。</p>
議長	<p>ありがとうございます。どうぞ、ほかにありましたら。ほかにないようですので、進行してもよろしいですか。</p>
	<p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>では進行いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号13番、農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可。議案第2号、受付番号8番から11番、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認相当。議案第3号、受付番号18番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見については許可相当。議案第4号、受付番号5番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認相当。議案第5号、受付番号73番から75番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見については許可相当。議案第6号、受付番号21番から29番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）については承認。議案第7号、受付番号2番から3番、非農地証明交付申請の承認については承認。以上7議案について、異議はありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声であります。</p> <p>議案第1号、受付番号13番、農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可。議案第2号、受付番号8番から11番、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認相当。議案第3号、受付番号18番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見については許可相当。議案第4号、受付番号5番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認相当。議案第5号、受付番号73番から75番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見については</p>

<p>議長</p>	<p>許可相当。議案第6号、受付番号21番から29番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）については承認。議案第7号、受付番号2番から3番、非農地証明交付申請の承認については承認。以上7議案について、賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>全員が賛成でありますので、議案第1号、受付番号13番、農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可。議案第2号、受付番号8番から11番、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認相当。議案第3号、受付番号18番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見については許可相当。議案第4号、受付番号5番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認相当。議案第5号、受付番号73番から75番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見については許可相当。議案第6号、受付番号21番から29番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）については承認。議案第7号、受付番号2番から3番、非農地証明交付申請の承認については承認といたします。</p> <p>議案第1号から第7号までの審議、大変お疲れさまでございました。これをもちまして、令和3年度第374回総会を閉会いたします。</p>
-----------	--

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和4年1月28日

会 長 池宮城 敏 基 

議 長 池宮城 敏 基 

2番 島袋 孝 完 

9番 又吉 彩 子 